





北海道の自殺者の職業内訳の構成比を見ると、被雇用人・勤め人（31%）が最も多く、ついで年金・保険等生活者（26%）、その他無職者（22%）と続きます。全国と比較してみても大きな違いは見られませんでした。

自殺対策に関する講演会等では、“その他無職者”について、「医療や各種相談機関とつながらない人たちの指標の一つとして捉えている」と話されていました。一人でも多くの方が適切な機関へとつながり、サポートが受けられる環境づくりが今後大切になってくると思われます。

## 【2】自殺について知ろう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇座間市における事件の再発防止策の実施状況について（『平成30年版自殺対策白書』）◇

平成29年10月座間市において連続殺人がありました。被害者の数、その特異性から非常に注目された事件でした。この事件はSNSを利用し、自殺願望を書きこんだ若者の心の叫びに付け込んだ犯罪であったため、自殺の分野とも関わりが深いものでした。厚生労働省はこれの再発防止に向けて多くの取組を行っており、『平成30年版自殺対策白書』の第2章「自殺対策の基本的な枠組みと若者の自殺対策の取組」第3節・第4節の中で、その状況をまとめています。今回は、この中から第3節の内容を中心に、一部抜粋しながら座間市における事件の再発防止策についてご紹介します。

11月10日、内閣官房長官を議長とし、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」が開催されました。その会議で、3つの対策から成る「座間市における事件の再発防止策について」が取りまとめられています。

### 1. SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策

SNSにおける自殺に関する書き込みのうち、人を自殺に誘引・勧誘する情報等については、従来から有害情報として、多くの事業者の利用規約等において書き込みが禁止されており、自主的な削除や削除の要請がなされています。こうした規約を徹底するために、「削除等に対する事業者・利用者の理解の促進」、「事業者・関係者による削除等の強化」に取り組まれています。

「削除等に対する事業者・利用者の理解の促進」では、Twitter社は、平成30年1月に、自殺関係の語句を検索したユーザーに対して自殺対策関係NPOの連絡先を表示する機能を追加したほか、2月に、報告ツールをアップデートし、自殺を助長するツイート等について同社へ報告できる項目を追加しています。警察庁は、利用規約を守ってSNSを利用すること、自殺等を誘引・助長する表現を投稿しないことなどを盛り込んだ広報啓発リーフレットを作成し、都道府県警察へ提供しています。「事業者・関係者による削除等の強化」では、事業者による自主的な削除の強化や事業者による削除を支える団体の支援が行われています。SNS事業者等から成る「青少年ネット利用環境整備協議会」は、「座間市における殺人事件を受けての緊急提言について」を公表し、“人を自殺に誘引する又は勧誘する投稿等を禁止する条項を設けるなど利用規約等の変更”、“悪質利用者による複数アカウント作成防止など電話番号認証を活用した対応策”等を児童被害防止策に盛り込んだ「青少年ネット利用環境整備ガイドライン」を平

成 30 年 4 月 18 日に策定しました。他にも、警察庁は自殺誘引・勧誘する表現の処理をインターネット・ホットラインセンターの委託業務として追加しました。

## 2. インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策

自殺願望を有する人は、心の中では「死にたい」という気持ちと「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。SNS における書き込みについても同様で、こうした書き込みを行う若者が適切な相談相手にアクセスできるよう促し、必要に応じ、充実した相談・支援が受けられるよう体制を整備する必要があります。

従来行っている各種取組の内容を検証し、SNS を利用する若者の実情に即した取組へ転換していくこと、インターネット上における対策と現実空間における対策を連動させること、関係省庁間の連携を深めることにより、効果的・効率的に施策を推進するという観点が重要です。このため、「ICT を活用した相談機能の強化」、「若者の居場所づくりの支援等」の対策に取り組まれました。

「ICT を活用した相談機能の強化」では、相談窓口への誘導、相談対応の強化が行われています。平成 29 年 12 月 28 日、検索事業者及び SNS 事業者に対して、「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合に、厚生労働省自殺対策 Web サイトへの誘導を行うことについての要請を行いました。また、厚生労働省では、平成 30 年 4 月、相談窓口等の検索サイト「支援情報検索サイト」を、スマートフォン対応に改修しました。他にも、広く、若者一般を主な対象とする SNS を活用した相談事業を、平成 30 年 3 月の自殺対策強化月間に合わせ、実施しました。SNS を活用した相談事業は、13 団体が集中的に実施し、相談延べ件数は 10,129 件、友だち登録数は 69,549 人でした。「若者の居場所づくりの支援等」では、文部科学省及び厚生労働省では、平成 30 年 1 月 23 日、学校における SOS の出し方に関する教育の推進を求める通知を教育委員会等に発出しました。厚生労働省では、平成 30 年度、若者の居場所づくりへの支援を含め、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケア対策の充実に向けた対策を実施予定です。

## 3. インターネット上の有害環境から若者を守るための対策

SNS 等のインターネット上において、若者が悪意を持つ者と接点を持つこと、有害環境に巻き込まれることを防止するため、「教育・啓発・相談の強化」・「改正青少年インターネット環境整備法の早期施行」が対策に取り込まれています。

「教育・啓発・相談の強化」では、文部科学省、総務省、経済産業省が、平成 29 年 12 月 28 日、教育委員会等に対して、生徒指導、教育相談、情報モラル教育等の関係教職員に対するインターネットの安全利用に関する研修会等の充実を依頼しました。

「改正青少年インターネット環境整備法の早期」については、フィルタリングの利用の促進を図ることを内容とする「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 75 号）の施行時期を当初の予定よりも早め、平成 30 年 2 月 1 日から施行しました。

【3】お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日（12月29日～1月3日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版HPをご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターのHPを開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコンHP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版HPも開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

北海道では肌寒い日が続き、すっかり秋の装いとなってまいりました。すでに雪虫もとんでおり、そろそろ長い冬の季節となりそうです。

さて、来る11月は“過労死等防止啓発月間”となっています。厚生労働省では、過労死等をなくするためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組が行われる予定です。月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「加重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などが行われます。

来月のAndanteでも、「自殺について知ろう」にて過労自殺を取り扱う予定です。楽しみにしていただければ幸いです。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号Vol.113は、2018年11月末に配信予定です。

\*お問い合わせ先\*

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通16丁目北6番34号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail [hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp)